

新型コロナウイルス感染症発生時の 対応・業務継続に関するガイドライン(第2版)

(令和2年5月8日までの知見に基づき作成)

※「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的な
ガイドライン」<https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省の情報に基づいて、**徹底した対策をお願いします。**

○従業員に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②以下のいずれかに該当する場合は、所属長への連絡と自宅待機
 - ・発熱などの症状がある場合
 - ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- ③比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合(高齢者や基礎疾患がある方等の重傷化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪症状がある場合)等は、すぐに所属長に連絡の上、保健所に問い合わせ

○事業者の**業態に応じて感染予防対策**を行って下さい。

- ①マスクを着用し、人の間隔はできるだけ2m以上を目安に(最低1m)適切な距離を確保
 - ②卸売市場や家畜市場など常時不特定多数の者が集合する場での、発熱・咳・咽頭痛等の症状がある人は入場しないよう呼びかけなど
- 従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**して下さい。
- 手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。
- ①出勤時やトイレ使用後、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
 - ②マスクの着用、咳エチケットの徹底
 - ③通常の清掃に加え、消毒用アルコール等を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応して下さい。

- 患者が確認された場合には、**保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知**して下さい。
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者と確認された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施**して下さい。
- 濃厚接触者と確認された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

3 施設設備等の消毒の実施

- **保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域※¹の消毒を実施します。**
緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所※²を中心に、アルコール※³で拭き取り等を実施して下さい。
※1 畜舎、搾乳舎、堆肥舎、倉庫、製造加工施設、執務室等
※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等
※3 エタノール又はイソプロパノール(70%)（入手できない場合には、エタノール(60%台)）又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)
- **一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。**

4 業務の継続

- 畜産農家は、家畜の飼養管理、搾乳等を毎日欠かすことができないことから、**業務が継続できるよう準備をお願いします。**
- 必要な場合、生産者団体が中心となって、畜産農家、生産者団体、関連団体、乳業者、飼料製造業者、運送業者等の間で**業務分担する体制を検討・構築**して下さい。

【検討事項】

- ①畜産農家の体制又は生産者団体等による支援体制の整備
- ②感染者等の把握と情報共有
- ③生産現場の速やかな消毒
- ④業務継続のための支援
 - ・代替要員の確保
 - ・代替要員が確保できない場合の措置
- ⑤生産者団体等による管内への注意喚起への発出

- 集送乳、酪農ヘルパー、乳業、飼料製造等の関連事業者（生産者団体含む）は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務を継続させるために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）を把握して下さい。
- 事業者は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**して下さい。

畜産事業者のみなさまへ

畜産業及び関連事業は、県民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。
従業者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時、事業者は業務継続を図る際に上記の基本的なポイントを参考にして下さい。